

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第十八号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 別表の第四号に掲げる事業 支払期間（据置期間を含む。）を十七年、据置期間を二年、利率を土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「政令」という。）第五十三条第二項に規定する農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）

第四条第二項中「土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条第三項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

別表に次の一号を加える。

四 国営五条吉野土地改良事業（国営施設応急対策）

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。